

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第96回社会保障審議会障害者部会開催される

令和元年11月25日(月)ベルサール秋葉原地下1階HALLにおいて第96回社会保障審議会障害者部会が開催された。

令和3年度から令和5年度を実施期間とする第6期障害福祉計画、及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、前回委員会での議論や意見を踏まえ、厚生労働省から具体的な成果目標・活動指標(案)が示され、審議が行われた。

また、障害者 就労に係る最近の動向として平成30年度の就労継続支援(A型・B型)事業所における平均賃金・工賃月額等の実績について厚生労働省より説明がなされた。

以下、概要を一部抜粋して報告する。

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について

成果目標①-1施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行者数に関する現状

○平成28年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成30年度末時点で2.4%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である9%を下回る状況。

○また、平成28年～平成30年の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、令和元年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、令和5年度末までに5.7%となる見込み。

【成果目標(案)】

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

成果目標①-2施設入所者数の削減に関する目標について

現 状

○直近3か年(平成28年～平成30年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は令和2年度末までに1.6%となる見込みであり、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である2%を下回る状況。

【成果目標（案）】

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

成果目標②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する現状等

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第5期の成果目標である長期入院患者数の減少など、目標達成に向けた取組を引き続き、推進する必要がある。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことが必要。

【成果目標（案）】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇（新規）
- 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少になる。
- 精神病床における退院率の上昇：3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

成果目標③地域生活拠点等の整備に向けた取組について

現 状

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村（圏域含む）において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。（平成30年4月1日時点）

【成果目標（案）】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

成果目標④-①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

現 状

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍（15,957人）となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数（約900人）から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる

【成果目標（案）】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成する

ことを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。（新規）

*就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

成果目標④-2就労定着支援事業に関する目標について

現 状

○平成30年度報酬改定において、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬とした。

○就労定着支援事業の利用者数は8,607人（令和元年6月）であり、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数15,957人（平成29年度実績）と比較しても、低調である。

【成果目標（案）】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。（新規）

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。（新規）

成果目標⑤-1障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

現 状

○第1期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを1以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。

- ・児童発達支援センターを設置している市町村の割合32%
- ・保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合42%

【成果目標（案）】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・また、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することを基本とする。（新規）
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

成果目標⑤-2重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

現 状

○第1期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1ヵ所以上確保することを成果目標に掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。

- ・重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合28%
- ・//放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合30%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]

○また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村（または圏域）に設置することについては都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある。一方で医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。

- ・協議の場を設置している都道府県の割合100%
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している都道府県の割合26%
- ・//指定都市の割合100%
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している指定都市の割合55%
- ・//市町村・圏域の割合68%
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村・圏域の割合21%

[令和元年8月1日現在障害保健福祉部調べ]

【成果目標（案）】

- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。（追加）

成果目標⑥障害福祉サービス等の向上に関する目標について

障害福祉サービス等の質の向上に関する現状

○現在の基本指針においては、サービスの質の向上を図るため第三者による評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用について記載している。

○また、障害支援区分を適切に認定するため、都道府県を中心とした各市町村（認定調査員）との研修体制を構築している。

○近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要なとするサービスを適切に提供することが求められている。

【成果目標（案）】

令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する（新規）

▽詳しくは、厚生労働省 社会保障審議会障害者部会 ▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

障害者優先調達推進法に基づく国等による障害者就労施設等からの調達実績公表される

厚生労働省は令和元年10月24日、平成30年度の国及び独立行政法人、地方公共団体（都道府県・市町村）、地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達実績を公表した。

障害者優先調達推進法では、各省庁の長及び独立行政法人等の長は、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、厚生労働大臣に通知することとされており、同法に基づく基本方針において、厚生労働大臣は、通知のあった調達実績の概要を取りまとめ公表するものとされている。また、同基本方針においては、厚生労働大臣は都道府県の協力を得て、地方公共団体等における障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ公表するものとされている。

今回の調達実績の公表は、各省庁等から通知のあった平成30年度の調達実績を取りまとめたものである。

平成30年度の調達実績の合計：(件数) 140,351件 (金額) 178.41億円

うち国：(件数)	6,069件	(金額) 8.85億円
うち独立行政法人等：(件数)	6,866件	(金額) 13.56億円
うち都道府県：(件数)	26,320件	(金額) 24.77億円
うち市町村：(件数)	91,447件	(金額) 128.26億円
うち地方独立行政法人：(件数)	9,649件	(金額) 2.96億円

障害者就労施設等からの物品の調達額は約34億円であり、品目としては小物雑貨の金額が大きくなっている。また、役務の調達額は約144億円であり、品目としては清掃・施設管理の金額が大きい状況。

平成30年度の調達実績は平成29年度と比べ0.48億円の増加となった。市町村が引き続き調達実績（金額）全体の約7割を占めており、平成30年度の市町村及び国の実績は前年度比約3%増加、都道府県の実績は前年度比約10%減となったことなどにより、全体としては微増となっている。

▽厚生労働省 障害者優先調達推進法に基づく国等による障害者就労施設等からの
調達実績（平成30年度）について▽
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07471.html

災害義援金 受領のご報告

このたびは、災害義援金を賜り誠にありがとうございます。
皆様方の暖かいご支援に心より御礼申し上げます。

※ご送金いただきましたご名義で掲載しています。

葛飾区肢体不自由児者父母の会様	2019年11月18日	¥10,000-
大阪府肢体不自由児者父母の会連合会様	2019年11月25日	¥30,000-
	2019年12月2日現在	¥1,781,056-

地域共生社会へ「交流」と「参加」の機会を創出 ～厚生労働省

厚生労働省は令和元年11月18日、地域共生社会の構築に向けた、市町村による新たな事業の骨子を明らかにした。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」の三つを一体的に実施できるよう交付金を設ける。住民の交流や参加の機会を創出する「地域づくり」については、福祉以外の政策領域との連携重視を明確に打ち出した。新事業は社会福祉法に市町村の任意事業として位置付ける方針。2020年の通常国会に改正法案を提出する。

新事業の骨子は、同日の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（座長＝宮本太郎・中央大教授）に、最終報告の素案として示した。12月10日の次回会合で最終報告をまとめる。

新事業は、2018年4月施行の改正社会福祉法が、市町村の努力義務とした「包括的な支援体制の構築」（第106条の3）を後押しするもの。複合的な生活課題を抱えながら、制度のはざまに埋もれがちな人や家庭を把握することが主な狙いだ。

そのため、相談支援体制は「多機関連携」と、つながり続けることを目指す「伴走型支援」を強化する。既存の相談支援事業を再編し、横断的に漏らさず対応できるようにすることから「断らない相談支援」と呼ぶ。

「参加支援」は、就労、住まい、学習など多様な形の社会参加を促すもの。既存制度に該当するメニューがない場合は、生活困窮者自立支援制度の任意事業に位置付ける。

新事業のうち市町村の総合力が最も問われそうなのが、「地域づくり」だ。住民同士の助け合い活動の呼び水となる「交流」や「参加」を活性化することが柱だ。そのための居場所の確保や、コーディネート機能が重要になる。

「交流」や「参加」は福祉の枠にとどまるものではないため、同日の素案は「他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策と連携を図ることが重要」と明記した。

◆市町村の新事業の骨子（実施は任意）◆

断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める ⇒重視する機能：多機関協働の中核／専門職による伴走型支援
参加支援	社会とのつながりを回復する支援 ⇒制度の狭間を埋める参加支援を新設する (市町村が事業を柔軟に組み立てる)
地域づくり	孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する ⇒交流や参加の機会を創り出すコーディネート機能を確保する

就労継続支援B型 月額平均工賃1万6118円で前年度より3.3%UP

厚生労働省は令和元年11月25日、障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型、B型について、2018年度の平均賃金・工賃を明らかにした。

障害者が雇用契約を結んで働くA型は平均賃金が月額7万6,887円で、前年度比2,802円（3.8%）増えた。雇用契約を結ばずに働くB型は平均工賃が月額1万6,118円で、前年度比515円（3.3%）増えた。

同日開催された社会保障審議会障害者部会（座長＝駒村康平・慶應義塾大教授）に報告した。都道府県別に見ると、A型の平均賃金は茨城、滋賀の2県で前年度より下がった。B型の平均工賃は前年度全国で最も高かった福井県など5県で下がった。

2018年4月の障害報酬改定により、事業者が受け取る報酬は、A型の場合、障害者の平均労働時間が長いほど高くなるよう設定。B型は障害者の平均工賃が高いほど高くなるようにした。この改定が影響して、賃金・工賃が全国平均で上がったとみられている。

就労継続支援のサービス利用者数は、今年7月現在、A型が約7.1万人、B型が約26.3万人。2018年度の事業所数はA型が3,554カ所、B型が1万1,750カ所。

障害者雇用「就労パスポート」で情報を共有 ～厚生労働省

厚生労働省は令和元年11月15日、障害者の就職や就職後の職場定着を促す情報共有ツール「就労パスポート」を作成したと発表した。雇い入れる事業主や就労支援に当たる福祉事業所が、障害者一人ひとりの情報を共有することで、障害者の望む配慮とのミスマッチを防ぐ。

パスポートの使い方を解説した手引きもそれぞれ「障害者向け」「事業主向け」に作り、パスポートの様式とともにホームページに掲載した。誰でもダウンロードして使うことができる。

パスポートは、障害者が支援者と話し合いながら記入するもので、使うかどうかは本人の自由だ。当初、事業主が見ただけでは分かりにくい精神障害者用にすることを想定していたが、結果として障害の種類は問わずに使えるようにした。

記入項目は大きく「職務経歴」「体調管理と希望する働き方」「コミュニケーションの特徴」「作業遂行面の特徴」に分けた。それぞれに用意された選択肢の中から自分に当てはまるものに印を付けるほか、自由記述もできるようにした。

パスポートは事業主側が厚労省に作成を望んだもの。これを使う障害者、あるいは使わない障害者が不利益を被るのでは、との懸念も有識者から挙がったが、厚労省は「事業主の皆様には使い方を十分周知していきたい」（職業安定局障害者雇用対策課）としている。

▽詳しくは、厚生労働省 就労パスポート▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07832.html

薬局子会社がテレワーク活用、重度障害者の在宅雇用推

移動困難な重度障害者の雇用を、テレワークを活用して進める調剤薬局大手クオールホールディングスの特例子会社クオールアシスト（東京）が令和元年11月22日、年に1回の社員総会を東京都内で開いた。データ入力やホームページ制作を在宅で行う約40人が全国から集まり、研修や交流会に参加した。

同社は「働けないと思っていた障害者がICT（情報通信技術）を使えば働けるようになる」（青木英社長）という考えで、2009年から重度障害者の在宅雇用を推進。こうした取り組みはまだ少なく先進事例として注目されている。現在、北海道から宮崎県までの12都道県に住む46人が在宅で働く。

普段はウェブ会議システムでやり取りをしているが、年1回はこうした実際に顔を合わせる場をつくっているという。この日はコミュニケーション研修などが行われた。クオールの関係者は「取り組みを社会全体にも広げていきたい」と話していた。

社会的企業を認証へ 東京都が就労支援条例の骨子案を公表

東京都は令和元年10月31日、障害者や引きこもりなど就労が困難な人を支援する「都民の就労を支援する条例」（仮称）の骨子案を公表した。就労困難者を多く受け入れる社会的企業「ソーシャルファーム」の認証制度を導入するのが柱。12月の定例議会に条例案を提出する。

ソーシャルファームは事業収入が主な財源で、税の投入は基本的にない。就労困難者を相当数雇用し、支援を受けながら他の従業員と一緒に働くのが特徴だ。1970年代にイタリアで誕生し、ヨーロッパでは約1万社ある。

骨子案によると、ソーシャルファームの創設と事業活動を支援するための認証制度を導入する。認証基準や支援メニューは条例ではなく、別途策定する指針に盛り込む。

このほか条例では、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の考え方に立って就労支援することを基本理念に掲げ、都、区市町村、事業者、都民それぞれの役割を明示した。

職業体験や職業能力の開発、職場定着など就労支援に向けた施策の方向性も示した。これに基づき、都は具体的な施策を展開していく予定だ。

都によると、同様の条例は全国的にも珍しく、都道府県単位でソーシャルファームの認証を規定した条例は初めてだという。

12月の行事予定

7日(土)～8日(日)	近畿ブロック地域指導者育成セミナー	京都市ホテルビナリオ
12日(木)	第38回肢体不自由児・者の美術展	東京芸術劇場
	李富鉄事務所クリスマスパーティ	横浜イター-ソフネ列ホル
	第48回内閣府障害者政策委員会	中央合同庁舎8号館
20日(金)	いずみ152号発行	
27日(金)	仕事納め	

